

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせて、不定期に発行いたします——

# ホミック通信

Vol.9

三寒四温号

2008.2

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

1月が行ったと思ったら、2月が逃げようとしています。  
気が付いたら季節が変わっていた! なんていうことのないように、  
しっかり足元に目を凝らして、毎日を送りたいものです。

## ■ 大阪市で市民後見人が誕生しました!

梶田が昨年来関わっている「大阪市成年後見支援センター」から、第一号の市民後見人が選任されました。市民後見人とは、親族ではなく専門家でもない、市民の立場での後見活動の担い手のことで、大阪市では報酬を前提としないことも基本理念に掲げています。新聞にも取り上げられましたが、大阪家庭裁判所から選任された50代の会社役員の男性は、とても気力を充実させて後見活動に取り組んでおられます。全国からも注目されているこのセンターがますます盛り上がって行くことを期待したいと思います。

## ■ オンライン申請で登録免許税がお得になります!

本年から、不動産登記・会社登記の一部について、インターネット上で申請を行えば、最高5000円の登録免許税が免除されるという、言わばオンライン申請促進策が始まっています。

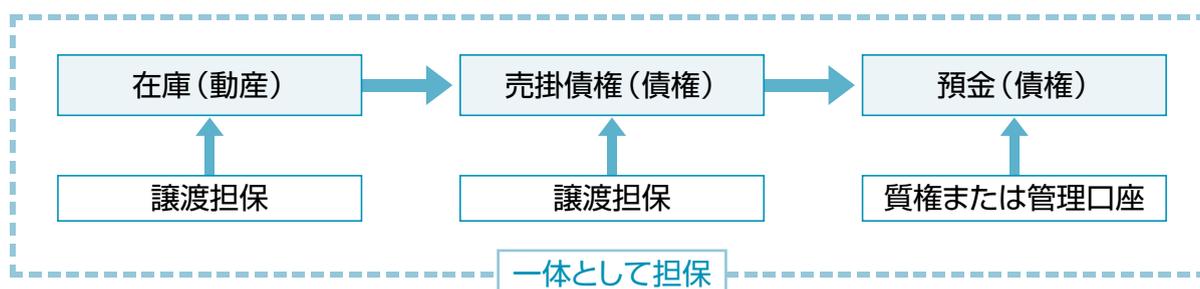
具体的には、不動産登記では「所有権保存」と「所有権移転」「抵当権設定」、会社登記では「設立」に限ります。少し期待外れでしょうか? 申請する時は法務省のオンラインシステム(無料でダウンロードできます)を利用して、通常の申請書に印鑑を押すように電子署名をしなくてはなりません。我々司法書士は、日本司法書士会連合会の電子認証サービスを利用しています。委任状や印鑑証明書などは従来通りのもので構いません。これらは書留郵便で法務局に送付しているのです。とても中途半端なオンライン申請ですが、好むと好まざるとに関わらず、社会の電子化は進んで行くのでしょうから対応せざるを得ないと考えています。ホミックでは既に減税を利用した登記を着々と申請しています。初めはマニュアルと首っ引きでしたが。

## ■ ABLという言葉をご存じでしょうか？

「Asset Based Lending」の略称で、「資産に基づいた貸出」という意味です。最近注目されている新しい形の融資スキームです。

融資を受ける際の担保と言えば、最も代表的なものが不動産であり、また、代表者による個人保証も日常的に行われています。このABLの手法が普及することで、それらに過度に依存する融資方法からの脱却が期待されています。

具体的な内容とはいうと、会社が保有する在庫が販売されると売掛債権となり、いずれその債権が回収されその会社の預金となる、この「事業のライフサイクル」に着目し、金融機関はそれらを一体として担保にし、融資を実行するというものです。



これら動産や債権についても担保が設定されたことを登記できるようになったお陰で、金融機関は融資が可能となり、会社としてはいまだ在庫は占有下にあるので変わりなく経済活動を行えるというわけです。

法務局に登記される登記記録は、動産の場合以下ようになります。

【登記の目的】	動産譲渡登記
【譲渡人】	株式会社ホミック
【譲受人】	ホミック銀行
	(中略)
【種類】	貴金属製品
【所在】	大阪府中央区北浜2丁目5番13号
【備考】	動産の内訳：指輪、宝石、保管場所の名称：ホミック物流センター

国レベルにおいても、このABLを普及推進するべくさまざまな取り組みが行われています。実際に、複数の金融機関がタグを組むシンジケート方式によって運用も始まっていますし、近い将来、みなさんのお取引銀行からもABLによる融資のお話があるかもしれません。

### 司法書士の仕事

- 不動産登記
  - 商業・法人登記
  - 裁判
  - 成年後見
- 相続・売買・贈与など  
設立・役員変更など  
訴訟・調停・和解・破産など  
任意後見契約・遺言・死後事務など